

【18】学会発表、フィールドワーク等旅費補助 申請受付について

下記のとおり、学会発表、フィールドワーク等について、本人負担分の旅費補助の申請を受け付ける。

提出書類に不備がある場合は、旅費補助を受けられない。詳細は、グローバル・スタディーズ研究科 HP に掲載しているので、確認すること (https://global-studies.doshisha.ac.jp/current_students/current_students.html)。

対象者： グローバル・スタディーズ研究科
博士課程（前期課程）および博士課程（後期課程）の正規学生
※ただし、活動期間内に休学していないことが前提。補助は年度内1度限りとする。
※海外渡航については、指導教員の許可（署名）を得たうえで、渡航14日前までに申請書を提出すること。（対象となる活動が既に終了している場合は申請不可とする。）

人数： 若干名

申請受付： 第1回締切日 2023年6月22日（木） 17：00（日本時間）
第2回締切日 2023年11月9日（木） 17：00（日本時間）
※補助金の支給にあたっては交通費・宿泊費の領収書や搭乗券半券（原本）等が必要になるため、必ず保管しておくこと。

結果通知： 第1回 2023年7月7日（金）
第2回 2023年11月24日（金）

補助条件・内容：

- ・活動場所（日本）：2023年4月1日以降に開始（出発）し、2024年2月末までに終了（帰着）する活動についてのみ補助する。
- ・活動場所（海外）：2023年4月1日以降に開始（出発）し、2024年2月末までに終了（日本に帰着）する活動についてのみ補助する。
- ・査定した補助金額の範囲内で、現地までの交通費と宿泊費（最大13,000円／泊）を補助する。
証憑書類も含め、全ての必要書類の提出が確認された後、後払いの手続きとなる。活動前に補助金が支給されるわけではないので注意すること。
- ・近畿圏（京都、大阪、滋賀、兵庫、和歌山、三重）における活動の場合は、原則として補助の対象外となる。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る自己隔離措置が必要な場合、当該措置についての宿泊費用は補助の対象外となるため注意すること。また、ワクチン接種やPCR検査等に係る費用も補助の対象外となる。
- ・旅行支援等、政府による補助制度の使用は認めない。
- ・活動終了後、1ヶ月以内に報告書（所定用紙）、訪問記録票（所定用紙）、旅費交通費に関する証憑書類等の全ての書類を提出する必要がある。ただし、2月に活動が終了する場合は、会計処理上、2024年3月4日（月）までに全ての書類を提出すること。

	活動場所	活動内容	補助金額
A	海外	学会発表	上限15万円(※2)
B		フィールドワーク(※1)	
C		インターンシップ	
D	国内	学会発表	上限3万円(※2)
E		フィールドワーク(※1)	
F		インターンシップ	
G	上記のいずれにも該当しない場合は、申請に先立って事務室に相談すること。		

- ※1 フィールド調査および資料収集。現地に赴かないと目的が達成できないという合理的理由がある場合に限る。ディスカッサント(討論参加者)としての学会参加も含む。
- ※2 補助金額は査定のうえ、決定される。出願状況により変動が有り得る。

提出書類：

	申請時		活動終了後 1ヶ月以内に※1	
	国内	海外	国内	海外
旅費補助申請書(所定用紙)※2 ※指導教授のサイン(または印)のあるもの	○(必須)		—	
補助の対象となる活動を証明する書類 (例：学会のプログラム(日時、会場が明記されているもの)や申請を受理された旨の通知、アポイントメントをとった旨が記された通知など。事前に提出できない場合は、「訪問記録票(所定用紙)」を活動終了後に提出のこと。)	○	○	—	
報告書(所定用紙)※2	○ 申請時点で既に活動が終了している場合は、申請時に提出のこと。	—	○	
訪問記録票(所定用紙)※2	○ 申請時点で既に活動が終了している場合は、申請時に提出のこと。	—	○ 申請時に活動を証明する書類を提出できなかった場合のみ提出のこと。	○ 申請時に活動を証明する書類を提出できなかった場合のみ提出のこと。
旅費交通費に関する証憑書類 [海外] Eチケット(搭乗日、便名、運賃明記)、 搭乗時の半券 [国内] 提出不要(JR・私鉄利用) ※北海道・沖縄・離島は海外に順ずる	○ 申請時点で既に活動が終了している場合は、申請時に提出のこと。	△ 申請時に航空券予約済の場合は、Eチケット提出のこと。	○	○

海外旅行傷害保険の保険証券の写し (海外渡航の場合)	出発前に必ず写しを提出すること
-------------------------------	-----------------

- ※1 ただし2月に活動が終了する場合は、会計処理上、2024年3月4日(月)までに全ての書類を提出すること。
- ※2 グローバル・スタディーズ研究科HPでダウンロード可能。
(https://global-studies.doshisha.ac.jp/current_students/current_students.html)

補助金の支払：活動終了後、書類がすべて提出された後に支払いの手続きを行う。補助金は本人名義の銀行口座へ振り込む。

※チケット・宿泊費支払いの際は、現金またはクレジットカード（本人または家族名義）払いで支払うこと。

電子マネー・オンライン決済等（PayPal、Alipay（支付宝・アリペイ）、PayPay等）の支払は会計処理ができないので受け付けられない。

留意事項

- ・海外で活動を行う者は、必ず海外旅行傷害保険に加入すること（治療・救済者費用損害賠償を必ず付保しておくこと）。保険証券の写しが提出されなければ、原則として旅費補助は受けられない。

ただし本研究科の留学生が母国での活動を行う場合は、以下の条件のすべてに該当する場合のみ海外旅行傷害保険証券の提出を免除される。

- ① 出願者がグローバル・スタディーズ研究科の外国人留学生であること
- ② 補助の対象となる活動が出願者の母国で行われ、緊急時の手助けが見込めること
- ③ 活動中に起こった事態には出願者自身が責任をもつこと（本研究科は活動中に起こったいかなるアクシデントにも責任は負わない）
- ④ 出願者自身が海外旅行傷害保険に加入するか否かを決定すること

- ・最も効率的かつ経済的な交通経路を利用するよう心がけること。

- ・補助の対象となる活動については、以下のことに注意すること。

- ① 到着日（またはその翌日）から活動を開始し、活動終了当日（またはその翌日）には帰路につくこと。

（旅費補助対象となる旅程にその活動以外の予定を含めることは、原則、認められない。）

- ② 航空機利用の場合、関西国際空港または大阪国際空港（伊丹空港）発着便の利用を原則とする。

※活動を行う地域の状況やその他の事情によっては例外を認めることがある。

グローバル・スタディーズ研究科事務室に事前に相談すること。

- ・新型コロナウイルス感染拡大等やむを得ない事情を理由として日程に変更が生じた場合、変更後の出発日の14日前までに再度、変更後の申請書類を提出すること。原則として目的地や活動内容の変更は認められない。